

細則Ⅱ. 大会及び事業に係る補助金・日当等の金額について

1. 本会主催の大会関係の補助金と日当

- (1) ① 一部大会の補助金は下記のとおりを限度とする。
- ア. 小中学生大会 : 40,000 円
- ② 大会担当ディレクターより大会運営費の予算不足の申請があった場合、常務理事会の承認により、さらに 10,000 円の範囲内で協会会計から負担することが出来る。
- また、谷原コートのみ使用出来ず、予備日に大沼・庄和コートを使用し追加費用が発生した場合、協会会計から負担することが出来る。
- (2) ① 各大会担当の日当は一人@4,000 円とし、人数はコート所定人数を限度とする。
- ② テニスフェスタのコーチとスタッフの日当は半日につき、昼食代として@1,000 円とする。但し、スタッフは、必要に応じた人数で対応する。
- ③ テニスフェスタ及びスキルアップ大会に要請するプロのコーチの人数はそれぞれ 6 名を限度とし、日当は@10,000 円とする。
- ④ 大会担当ディレクターの大会準備・実行手当ては@10,000 円とする。
- ⑤ 打合せ会議（ドロー会議等）の出席者の手当は、1 回一人@1,000 円とする。

2. 事業関係の日当

- (1) 東部郡市及び県都市対抗戦の参加選手の派遣費は一人@4,000 円とする。
- 但し、県都市対抗戦の開催地が西部地区または北部地区の場合は@5,000 円とする。
- 【西部地区】朝霞市・入間市・川越市・坂戸市・所沢市・新座市・飯能市・富士見市・ふじみの市・和光市・狭山市・志木市・日高市・鶴ヶ島市・入間郡
- 【北部地区】深谷市・行田市・羽生市・東松山市・鴻巣市・熊谷市・加須市・本庄市・児玉郡・大里郡・秩父郡・比企郡
- (2) スポーツ協会事業参加協力についての日当
- ① 大風マラソン大会
5,000 円/日
- ② ①以外で労働奉仕がともなう場合（例、古利根川清掃、藤まつり等）
3,000 円/日、 2,000 円/半日
但し、②で食事が支給される場合（例、かるた大会等）
2,000 円/日
- ③ 事前説明会に出席する場合（例、大風マラソン、かるた大会等）
別途 1,000 円/半日
- (3) 会議への参加関係について
- ① 担当もしくは代理人が市内の会場に出向き、体育協会理事会・評議員会・助成金審査委員会・体育賞表彰式・常務理事会等の本会内外の会議に参加する日当は半日の場合@1,000 円、一日の場合@2,000 円とする。
- 但し、研修会の如き参加費用がある場合は、その費用を協会が負担し、日当は無いものとする。
- ② 担当もしくは代理人が市外の会場に出向き、県テニス協会総会・東部郡市テニス協議会総会及び理事会等の会議に参加する日当は半日の場合@2,000 円、一日の場合@3,000 円とする。
- 但し、飲食が伴い費用負担がある場合は、その費用を協会が負担し日当は無いものとする。また、その場合でも交通費は負担する。
- ③ 会役員が協会運営に係る会議については、会長が認める会議のみ①に準じ、その他は茶菓子程度に納め、日当は無いものとする。
- ④ 担当もしくは代理人が、会長の承認を得て上部団体でない他の組織と飲食を伴う打合せに参加した場合は、3000 円を限度としてその費用の半額を協会が負担する。但し、日当はないものとする。